広告バナー掲載基準

この基準は、「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」web サイトの、広告バナー掲載に規定と広告の取扱いに関して必要な事項を定めるものとします。

1. 広告全般に関する基本的な考え方
   掲載できる広告内容及び表現は、子育て中の家族の生活や子育て支援に関連したものとし、公共サイトにふさわしい信用性と信頼性を保持できるものとします。
2. 掲載基準
   以下に該当する広告は掲載できません。
   （ア）風俗営業と規定される、または風俗営業類似の業種
   （イ）消費者金融、たばこ、ギャンブルに関わるもの
   （ウ）人権侵害、差別、他を誹謗・中傷・名誉棄損のおそれがあるもの
   （エ）宗教団体による布教推進を主目的とするもの
   （オ）法律に違反しているもの
   （カ）その他、当団体がふさわしくないと判断した場合
3. 広告バナーに関する基準
   ユーザビリティに配慮し、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがのある以下に該当する広告は禁止します。
   （ア）「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」など操作手順の表現
   （イ）アラートマーク、ラジオボタン、テキストボックス等を模した表現
   （ウ）GIF アニメ、Flash など
   （エ）その他、入力等何らの操作ができると誤解させるおそれのあるもの。
4. 広告掲載の取り消し
   規約違反など相当な理由があるときは、広告掲載を中止し、又は広告掲載の承諾を取り消すことができます。
5. 責任
   広告の内容および掲載された広告に関する一切の責任は広告主が負うものとします。
6. その他
   この規約に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別紙「広告バナー掲載概要」に定めます。